クリエーティブカミヤ株式会社町田営業所運営規定

特定(介護予防)福祉用具販売運営規定

(事業の目的)

1. クリエーティブカミヤ株式会社が開設する町田営業所(以下、事業所という)が行う指定特定(介護予防)福祉用具販売の事業(以下「事業」という。)　の適正な 運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)　に対し、適正な特定(介護予防)福祉用具を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 事業所の専門相談員は、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自

立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定(介護予防)福祉用具の販売をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、 その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図るもの とする。

1. 事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスと秘密 な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。 (事業所の名称等)

第3条(事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 : クリエーティブカミヤ株式会社町田営業所

2.　所在地 : 東京都町田市つくし野3-4-8

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名 特定(介護予防)福祉用具販売事業者の管理者兼務 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも 特定福祉用具販売の提供に当たるものとする。また、本規定を遵守させる為に必要 な指揮命令を行う。

2. 専門相談員常勤3名専門相談員は、指定特定(介護予防)福祉用具販売の提供に当たる。

3. 事務職員2名 事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

1.営業日 月曜から土曜まで(日・祭日、年末年始は休業)

2.営業時間9:00～17:30

(特定(介護予防)福祉用具販売の提供方法)

第6条

1. 指定特定(介護予防)福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとする。

2. 福祉用具が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、費用等に関する情報を提供し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

1. 福祉用具の納品に当たっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、利用者に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
2. 福祉用具貸与等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した福祉用具貸与計画等を作成し、利用者及び家族にその内容を説明し、同意を得る。

(取り扱う種目)

第7条特定福祉用具販売において、取り扱う種目は次の通りとする。

1.　腰掛便座

2. 入浴補助用具

3. 簡易浴槽

4. 移動用リフトのつり具の部分

5.　自動排泄処理装置の交換可能部品

 (利用料等)

第8条 指定特定(介護予防)福祉用具販売を提供した場合の販売費用は下記の通りとする。

1. 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
	1. 次条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において特定(介護予防)　　福祉用具販売を行う場合の交通費として、通常の事業の実施地域を超えた交通費の実費 をご負担していただく事があります。
	2. 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用として、その実費をご負担していただく事があります。
2. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
3. 特定(介護予防)福祉用具販売に係る販売費用の支払いを受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付するものとする。
	1. 当該指定特定(介護予防)福祉用具販売事業所の名称
	2. 提供した特定(介護予防)福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
	3. 領収書
	4. 当該特定介護予防)福祉用具のパンフレットその他の当該福祉用具の概要

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、東京都町田市、神奈川県相模原市、横浜市、川崎市、大和市、座間市の区域とする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. 事業所は、専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。
	1. 採用時研修を入社6ヶ月以内に実施する。
	2. 継続研修を年1回実施する。

2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3.　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者 との雇用契約の内容とする。

4. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項はクリエーティブカミヤ株式 会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和5年5月10日より施行する。